

Contents *2022年10月より、またまた火災保険が値上げです *賃貸住宅でも大規模修繕の損金計上ができる!? *コラム



2022年10月より また!また!火災保険料が 値上げです 😞

当社が代理店契約（株式会社M&S社との共同代理店契約）を締結する三井住友海上火災保険株式会社から、「2022年10月に火災保険を改定します」と案内が届きました。（※注釈1）

この案内によると3つの改定が行われるようです。

中村 一也

◆2022年10月改定の概要

与えることは必至と言えます。

①保険料の改定

2019年10月、2021年1月に続き、2022年10月から火災保険の保険料が値上げとなる見込みです！

③その他

直近の自然災害や破汚損等の保険金支払状況を踏まえた、約款・規定等の改定が実施されます。具体的な改定点は現時点ではわかりません。

現時点では、具体的にどれ程の値上げになるのかまでは未定のようにですが、保険料の値上げは間違いなく実施されるようです。具体的な改定水準等は別途ご案内しますという状況で、どのぐらいの値上げになるかは現時点ではわかりません。

②最長保険期間の短縮

現行、最長10年まで引受が可能な個人分野の長期火災の保険期間が、最長5年までと短縮される予定です。

保険料の改定は、2019年度と2020年度の自然災害をもとに、参考純率（※注釈2）が全国平均で10.9%引き上げられることから、ほぼ値上がりすることが確定されています。

これは、火災保険の料率を算出する際の基礎として使用している参考純率の適用期間が最長5年となったことで、保険の最長契約期間に影響を

最長保険期間5年への短縮も同じく、将来的な自然災害リスクの増大の見込みから、参考純率が適用できる期間が最長10年から5年に変更されることにより、各保険会社の契約期間が影響を受けることとなります。